

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例

動物を愛護する意識の高揚

動物の適正な飼養の推進

- 1 動物の愛護と適正な飼養
- 2 市、市民、飼い主、飼い主になろうとする者及び動物取扱業者の責務
- 3 普及啓発
- 4 飼い主の遵守事項
- 5 ねこの飼い主の遵守事項
- 6 犬の飼い主の義務
- 7 犬、ねこの引取り有料化（平成 21 年 10 月から実施）
一匹 2,000 円（子犬、子ねこについては一匹 400 円）
- 8 譲渡の促進、負傷動物の収容等の取組み
- 9 動物愛護管理員の任命及び動物愛護推進員の委嘱
- 10 罰則の整備（動物の健康又は安全が損なわれている場合の罰則の新設等）

犬、ねこの致死処分数の削減

人と動物の共生社会の実現

動物と動物を飼う人飼わない人がともに
心地よく暮らせるまちづくり

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例について

条例制定の趣旨

昨今のペットブームにより、多くの動物が飼養されている中、不適正な飼養による動物の病気や虐待、周囲への迷惑行為などの問題が指摘されています。また、飼い主の都合により行政に引取られ、致死処分される犬やねこが多数いるといった課題もあります。

そこで動物の愛護思想の一層の普及啓発と動物の適正飼養を推進することによって、人と動物がともに心地よく暮らせるまちづくりを目指して北九州市独自の動物愛護に関する条例を制定しました。

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例……………適用除外
北九州市飼い犬の取締り等及び野犬捕獲に関する条例……………廃止



北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の制定

動物と動物を飼う人飼わない人が
ともに心地よく暮らせるまちづくり

条例の主な内容

1 目的

動物の健康及び安全を保持し、市民の動物を愛護する意識の高揚を図り、動物による生命・身体・財産に対する侵害を防止し、もって、人と動物との調和の取れた共生社会の実現に資することを目的とする。

2 市、飼い主等の責務

市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主の責務をそれぞれ明確にし、動物の適正な飼養と動物愛護の推進を図る。

3 動物愛護の普及啓発

学校や地域、家庭等における教育活動や広報活動を通じて動物愛護に関する情報提供や指導、助言を行う。

4 飼い主の遵守事項

動物の健康と安全の確保及び動物による人の生命等に対する侵害を防ぐため、動物を飼う際に守るべき事項を規定する。

5 ねこの飼い主の遵守事項

ねこの健康保持と安全面からねこの飼い主の遵守事項を規定し、致死処分されるねこの削減を図る。

6 犬の飼い主の義務

犬が及ぼす人畜その他に対する迷惑及び危害を防止するために、飼い犬条例で規定されていた犬の飼い主の義務を規定する。

7 犬ねこの引取りの有料化

現在、無料で引取りをしている犬・ねこについて終生飼養の観点からその引取りを有料化する。

8 譲渡の促進、負傷動物の収容

引取りや収容した犬やねこについて譲渡を希望する者のうち適正であると思われる者への譲渡を促進する。また、負傷した犬やねこ等について収容することを規定する。

9 動物愛護管理員の任命及び動物愛護推進員の委嘱

動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員を任命するとともに、動物の愛護及び適正な飼養等の推進について、熱意と識見のある市民のうちから動物愛護推進員を委嘱する。

10 罰則の整備

(動物の健康又は安全が損なわれている場合の罰則の新設等)
不適切な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときに必要な措置を行うよう勧告し、その勧告に従わなかった者に対して従うよう命令し、その命令に違反した者へ罰金を科す新たな罰則を設ける。

公布期日及び施行期日

公布期日 平成21年3月31日

施行期日 平成21年7月1日(ただし、犬又はねこの引き取りに係る手数料の新設については、同年10月1日)